

体験実習支援概要一覧

令和4年9月

北海道農業担い手育成センター

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
1	岩見沢市	新規就農サポート事業	受入農家	雇用就農等支援：新規参入予定者の適性の判断と安定した就農を図るための見極め体験研修に係る経費を助成。 （見極め体験受入農家に対し、研修生に支払う賃金の1/2以内とし、月額8万円を限度。期間は体験研修期間内で6か月以内とする。）		岩見沢市新規就農サポートセンター （市役所農政部農務課農業経営係（2階27番窓口）担当） 電話：0126-35-4467 Eメール：noumuka@i-hamanasu.jp
	岩見沢市 （岩見沢市農業後継者対策協議会）	短期農業体験研修事業	18歳から概ね47歳で心身共に健康な方。	（1）研修生宿泊料支援：短期農業体験研修中の宿泊料（素泊まり）を助成。 （1泊につき1万円を限度） （2）研修生共済代金支援：短期農業体験研修中の共済代金を助成。	6月～9月 12名程度	HPアドレス： https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/sangyo_business/sangyo/nogyo_ringyo/2/1/7424.html
			受入農家	受入農家謝礼：短期農業体験研修を受入れた、受入農家への謝礼。 （1日1万円、半日5,000円とする）		
2	芦別市	芦別市担い手育成条例	新規参入希望者 （農家後継者以外）	・農業体験実習を1週間以上1ヶ月以下芦別市の農家で実習を行う。 奨励金1日当たり4,000円		芦別市役所農林課農政係 ☎0124-27-7838
			受入指導農家	・体験実習受入奨励金：1日当たり2,000円 ・ホームステイ受入奨励金：1日当たり5,000円		
3	砂川市	農業体験事業	砂川市内で新規就農を希望する者	先進農家での1週間程度の農業体験事業 農業体験期間中の宿舍の提供		砂川市経済部農政課 TEL 0125-54-2121
4	秩父別町	農業体験実習生受け入れ事業	25歳以上40歳未満の健康な独身女性	受け入れ農家による農業実習 （実働8時間程度・休日は原則日曜日 ※応相談） 町で公住を手配 日当4,000円支給 1ヶ月以上滞在された方は帰りの旅費を支給	4月中旬～10月中旬の期間で原則1ヶ月以上 人数は年間2名程度	秩父別町産業課農政係 電話：0164-33-2111 https://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
5	雨竜町	雨竜町農業短期研修生受入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上45歳未満 ・将来本町において就農または農業従事者となることを希望する者 	<p>町内において新たに農業を営むことを希望する研修生に対し、研修に要する経費の一部を助成する。</p> <p>（1）研修手当 研修生に対し、研修手当として日額3,500円を支給する。</p> <p>（2）宿泊費助成 研修生に対しその期間中、町内の宿泊施設を利用する場合に限って、その宿泊費用を負担する。</p> <p>（3）研修生指導謝金 研修生の受入農家に対し指導謝金として日額3,000円を支払う。</p> <p>（4）研修支援補助 前3項の他に研修期間中必要と認めた費用の一部、又は全部を予算の範囲内において支援補助することができる。</p>	4～6月・9月 5人	雨竜町農業地域担い手育成センター 0125-77-2213 nourin@town.uryu.hokkaido.jp
6	北竜町	農業体験実習受入事業	18歳以上40歳未満の農業体験実習を希望する者で自動車免許をお持ちの方	<p>農業体験宿泊施設「うえる・かる」を無料で貸与（食事は自炊）作業日当として、1日7,200円を支給（実働8時間として）、時給900円</p> <p>自家用車の持ち込み者には、燃料代として1ヶ月4,200円を支給 自家用車の持ち込みが無い場合は、レンタカーを貸与 1ヶ月以上の滞在者には、帰りの旅費を支給</p>	<p>募集期間： 4月～10月までの期間で、原則1ヶ月以上6ヶ月以内 ※1ヶ月以内の短期農業体験実習については別途協議 募集人数：3人</p>	北竜町役場産業課 農業担い手係 TEL：0164-34-2111 FAX：0164-34-2118 http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp e-mail:k-sakuraba@town.hokuryuhokkaido.jp
7	沼田町 (ぬまたアグリファーム)	沼田町農業研修生受入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康で原則として研修しようとする者の年齢が概22歳以上40歳未満である方 ・将来、沼田町において就農又は農業従事者となることを希望する方 ・研修期間 ①基本研修 4～5ヵ月程度 ②短期研修 1泊2日以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修手当の支給（日額3,500円） ・住宅料支援（指定した住宅に居住する場合の住宅料を支給） ・研修期間中の食費支援（日額500円） ・研修支援補助（研修期間中、研修上必要と認めた費用の一部又は全部を補助） ※傷害保険料、寝具借上補助等 	<p>（募集期間） 令和4年4月1日～ 令和4年9月末日 （募集人数） 特に制限なし</p>	ぬまたアグリファーム 電話：0164-35-2113 http://www.town.numata.hokkaido.jp

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
8	当別町	保険料支援	当別町農業総合支援センターが行っている農業体験に参加しているもの。	農業体験中の傷害共済保険料の全額支援。	随時	当別町農業総合支援センター 0133-23-2552 http://www.ja-kitaishikari.or.jp/contents/shien/
9	公益財団法人 道央農業振興公社	なし	道央地域（江別市、千歳市、恵庭市、北広島市）において、新規就農をめざす20歳以上～概ね35歳以下の者。	道央農業振興公社トレーニング圃場で農業体験を行う場合は、傷害保険料を公社が負担する。	6月～10月	公益財団法人 道央農業振興公社 業務部担い手支援課 Tel:0123-39-6057 https://www.douou-nsk.jp/
10	黒松内町	農業体験実習支援事業	農業研修者	支援金 月額3万円 住宅料の10分の10以内(1万円を限度額に加算)		黒松内町役場
		就農研修支援事業	就農研修者	支援金 独身者 月額15万円 配偶者又は扶養者がいる場合 月額20万円		
11	安平町	新規就農者招致育成事業	体験実習生	1. 体験実習生奨励金 □体験実習生が体験実習を終えたときは、30日以上60日以内の範囲で1日当り1,000円の奨励金の交付		安平町役場 産業振興課 農政・畜産グループ 代表 0145-22-2511 直通 0145-22-2515（内線251） http://abira-ninaite.jp/

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
12	厚真町	インターン型地域おこし協力隊	<p>三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）並びに半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域及び政令指定都市に生活の拠点を置く方。</p> <p>ただし、「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動2年以上、かつ、解嘱1年以上）又は語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方で、3大都市圏外のすべての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移した方を含むものとします。</p>	<p>協力隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支出。活動に関する助成額は、滞在日数に1万2千円を乗じた額を超えない範囲とし、助成額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。なお、協力隊が生活の拠点を置く地域から厚真町までの往復に要する費用を含むことができる。</p> <p>地域活動に係る交通費 地域活動用の車両の借り上げ料及び燃料費 地域活動に係る宿泊費 その他、町長が任務遂行に必要と認めた活動経費</p>	随時	厚真町まちづくり推進課 復興推進グループ 0145-27-3179

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
12	厚真町	インターン型地域おこし協力隊	<p>現在、3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）等、厚真町外に在住しており、委嘱後、厚真町内に生活拠点を移し、必ず居住するとともに、住民票を異動できる方本町の地域の魅力向上に高い関心を持っていると認められる方</p> <p>本町の産業振興に高い関心を持っている認められる方</p> <p>心身が健康である方</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方</p>	<p>協力隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支出。活動に関する助成額は、滞在日数に1万2千円を乗じた額を超えない範囲とし、助成額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。なお、協力隊が生活の拠点を置く地域から厚真町までの往復に要する費用を含むことができる。</p> <p>地域活動に係る交通費 地域活動用の車両の借り上げ料及び燃料費 地域活動に係る宿泊費 その他、町長が任務遂行に必要と認めた活動経費</p>	随時	厚真町まちづくり推進課 復興推進グループ 0145-27-3179

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
13	日高町	日高町新規就農者受入事業（体験実習）	新規就農希望者	概ね2週間～1ヶ月。 無償貸付住宅を準備（1戸）。※光熱水費等は本人負担	酪農は通年 施設野菜は4月～10月	日高町 産業課 TEL01456-2-6185 http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/
14	新冠町	農業支援員制度	新規就農希望研修者	農業支援員への応募を予定されている方を対象に、現地見学のため来町する際にかかる宿泊費及び航空賃の1/2を助成（1泊2日程度簡単な農業体験、先輩新規就農者との懇談等）	随時、2組程度	産業課産業グループ農産係 TEL0146-47-2183 http://niikappu.jp
15	新ひだか町	農業後継者育成推進事業	農業体験者	・農業体験手当 日額3,000円 ・3ヶ月以内	募集期間：随時 募集人数：制限なし	新ひだか町役場三石庁舎 農政課 TEL:0146-33-2113 URL： https://shinhidaka-noushinkyo.hokkai.jp
16	松前町	担い手推進対策事業	農業体験実習希望者	1 宿泊、交通費の助成 2 滞在費の助成	募集期間：4/1～3/30 募集人数：2～3人	松前町農林畜産課 松前町農業担い手育成センター 0139-42-2275 松前町肉牛改良センター 0139-44-2977
17	知内町	農業体験支援事業	原則18歳以上の学生	交通費一部助成（実費相当上限額20,000円）、滞在費（750～1,000円/日）	通年	知内町産業振興課 農業振興係 TEL：01392-5-6161
18	北斗市	新規就農希望者対策経費補助	短期研修を実施するもの（条件あり）	宿泊料の補助・・・半額補助（1日上限5,000円 北斗市内の宿泊施設を利用した場合のみ） 交通費の補助・・・1名あたり上限20,000円	随時募集 予算 2名分	北斗市経済部農林課 （北斗市担い手センター） https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/1108.html

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
19	士別市	就農体験者宿泊費助成	就農体験者 (市外在住者)	就農体験事業に参加した対象者の宿泊費を助成 ※1泊あたり5,000円を限度額とし、上限1万円	開催日：①8/18～8/20 ②9/8～9/10 募集期間：①8/6まで ②8/26まで 募集人数：①②各4名	士別市経済部農業振興課 農政係 http://www.city.shibetsu.lg.jp/www/index.html
20	名寄市	名寄市農業体験実習受入事業	新規就農を目指す方又は農業に興味のある健康な方で名寄市外の居住する18～40歳までの方及びその配偶者	2泊3日の体験実習中の宿泊施設の提供と農業体験奨励金（道内5,000円、道外15,000円夫婦で体験実習する場合は5,000円加算）を交付する。	4月～10月末まで 年間3組程度	名寄市経済部農業経営担当 TEL01655-3-2511 FAX01655-7-8080
21	上川町	担い手対策事業	農業体験研修者	一日につき2,000円の食事助成		産業経済課農林水産グループ 01658-2-4057 https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp/mobile/section/sangyoukeizai/d57c9r00000a9y6.html
22	美深町	美深町農業体験実習生受入事業	20歳から概ね40歳 心身ともに健康な独身者 (学生不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・農家住込み型～報酬1日3,000円 ・宿泊施設型～報酬1日4,000円 ・帰路旅費～実費額又は30,000円（3ヵ月以上実習者） 	畑作：5月から10月 酪農：通年 1ヶ月から最長2年 (短期は要相談)	美深町農業委員会 01656-2-1642（直通） http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/nougyou/i63vp6000001oz8.html メール：j-nogyo@town.bifuka.hokkaido.jp

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
23	留萌市	実習受入支援助成金	受入指導農家	認定された新規就農予定者の研修受け入れを行った農家に対し、1日あたり3,000円を助成。（最長2年間）		留萌市役所 農林水産課農林係 TEL：0164-42-1837
24	遠別町	遠別町農業後継者相談所 農業実習生受入	長期農業実習生 ・実習期間が概ね1ヵ月以上で農業を職業として目指す者等	（相談所からの助成） 実習助成金：実習1日につき1,000円（6ヵ月程度） 往路旅費：前居住地から来町するために要した交通費相当額（1回限り40,000円以内） （受入農家からの助成） 実習手当：実習1日につき6,400円（6ヵ月限度） 復路旅費：当町から前居住地又は別の実習地に向かうために要した交通費相当額（1回限り40,000円以内、3ヵ月未満の実習は非該当） 被服等：作業着、手袋等受入農家で用意することが適当と思われるもの 傷害保険：作業中の事故に備えた保険に加入		遠別町農業委員会 （遠別町役場内） TEL01632-7-2146
			短期農業実習生 ・実習期間が概ね1ヵ月未満で農業関連科目を履修する主に道内の大学生等	（相談所からの助成） 実習助成金：実習1日につき1,000円 往復旅費：居住地から当町を往復するために要した交通費相当額（往復各1回限り40,000円以内） 自動車リース料：宿泊滞在地から実習先までの往復等に使用するためリース会社等から自動車を借りた場合の費用（1ヵ月15,000円以内、任意保険は実習生負担） （受入農家からの助成） 被服等：作業手袋等、受入農家で用意することが適当と思われるもの 傷害保険：作業中の事故に備えた保険に加入		
25	天塩町	天塩町農業研修生受入事業	18歳以上40歳未満の方	【研修内容】 ・研修手当・・・原則、1日1人10,000円以上支給（※受入農家と要相談） ・家賃・・・1／2以内の助成（月額15,000円を限度） ・労働者災害補償保険に加入 ・2週間以上研修で往復旅費相当額を助成 ・研修は1日8時間以内、週に1日以上の日あり		農林水産課 天塩町農業支援センター（農業振興対策室）

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
26	稚内市	担い手等確保事業 （稚内市担い手育成総合 支援協議会）	不問	農業体験時の宿泊施設提供（市・農協が所有する施設） 宿泊費、光熱水費、傷害保険料を全額負担 交通費の一部を助成 （道内からの実習者→10000円を上限に実費の半額 道外 " →20000円）		稚内市建設産業部農政課 農業振興・委員会グループ 0162-23-6481

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
27	中頓別町	酪農体験事業	本町での酪農体験を希望する者で、概ね40歳未満の者	町内の酪農家に住み込み、農村の生活や酪農の仕事等を体験することができます。	通年（2泊3日から1週間程度）	中頓別町役場産業課産業グループ 01634-6-1111 sangyo-g@town.nakatombetsu.lg.jp
28	豊富町	酪農実習生受入事業	将来就農や酪農現場に携わりたい方で、かつ就農フェア等に参加した大学生および一般成人	参加経費の助成：交通費、傷害保険料、作業着・長靴等作業に必要な資材代（上限5万円）		
29	幌延町	酪農実習生対策事業（体験実習）	①男女 ②就農意欲を持ち、酪農等に深い理解を示す心身ともに健全である者。 ③20～38歳で、原則、普通自動車免許取得者である者。 ④実習期間は1週間から概ね1ヶ月間	①交通費：全額助成。 ②実習賃金：無し ③その他：作業着（オーバーオール、帽子、長靴）は、センターが支給。		【相談窓口】幌延町酪農担い手育成センター （幌延町役場産業振興課内） 【所在地】天塩郡幌延町宮園町1番地1 【TEL】01632-5-1115 【FAX】01632-5-2971 【メール】sangyoshinko@town.horonobe.lg.jp 【ホームページ】 http://www.town.horonobe.hokkaido.jp/ 【実行本部】幌延町農業協同組合営農部 （担当：谷口） 【所在地】天塩郡幌延町2条北1丁目14番地 【TEL】01632-5-1211 【FAX】01632-5-1214 【メール】taniguchi.tomoya@horonobe.chou.ja-hokkaido.gr.jp

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
	北見市	農業研修生受入推進事業	独身男女、45歳まで	体験期間 1ヶ月以上3ヶ月以内。 研修期間中の生活費の一部助成。 日額2,500円 月額62,500円を上限。		北見市農林水産部 農政課農政係 TEL：0157-25-1142 nosei@city.kitami.lg.jp
	北見市 端野町	北見市端野町ファームステイ事業	概ね20歳から45歳までの健康な方。 ただし、北見市在住の方は除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入期間：2泊3日以上1か月以内。 ・農作業手当として1日2,500円を支給。 ・北見市までの旅費助成（片道の公共交通機関利用料：上限あり） ・農泊を基本とするが、それ以外も可。 	通年	北見市地域担い手育成センター （北見市端野総合支所産業課） TEL：0157-56-4003 ta.sangyo@city.kitami.lg.jp
30	北見市 常呂町	女性農業研修生受入事業	農業・農村に関心を持ち、心身ともに健全で、実習期間が概ね1ヶ月以上可能な女性（概ね40歳以下、学生不可）	<ul style="list-style-type: none"> ○受入農家の紹介（畑作・酪農） ○宿泊 ファーマーズハウスうえる（家具付きアパート） 家具家電、寝具、作業着等無償貸与 ※家賃は無料だが、光熱費として滞在1日につき500円を徴収する。食事は自己負担。 ○作業内容 農業に関わる作業全般とし、受入農家の指示に従い体験学習する ○作業時間 概ね8時間 ○休日 原則日曜日（受入農家と協議） ○研修手当 5,000円/日 ○保険 傷害共済無償加入（本人負担なし） ○その他 軽自動車無償貸与（要自動車免許、AT限定可） 	3名	常呂町農業協同組合 営農部 営農企画課 TEL：0152-54-2121 https://www.ja-tokoro.or.jp/
	北見市 常呂町	常呂町農業担い手協議会	農業・農村に関心を持ち、心身ともに健全で、実習期間が概ね7日以上可能な男女	<ul style="list-style-type: none"> ○受入農家の紹介（畑作・酪農のホームステイ先） ○体験期間 7日以上1年以内 ○実習手当 実習期間1～3カ月の場合 1日1,200円 実習期間3カ月以上の場合 1日1,500円 ○休日 1カ月以上の場合月4日またはそれ以上 ○保険 傷害共済無償加入（本人負担なし） 		

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
31	美幌町	美幌町農業担い手対策事業	農業体験実習生 (独身女性限定)	1. 実習：町営の農業研修施設及び農家を組み合わせでの実習が可能 2. 日当：農業研修施設実習・農家研修ともに6,300円 3. 旅費：1週間以上1ヶ月未満は往復実費相当額の3分の1を支給 1ヶ月以上2ヶ月未満は往復実費相当額の2分の1を支給 2ヶ月以上は往復実費相当額を支給 4. 傷害保険加入：掛け金は町負担		美幌町役場 経済部みらい農業課 農業センターグループ TEL:0152-75-2324
32	訓子府町	短期農業体験実習生受入	20歳以上40歳未満の独身女性	・専用住宅（家電・家具提供） ・3ヵ月以上の体験実習については、専用住宅家賃の助成（家賃の1/2以内、月額15,000円限度）及び帰省旅費の支給	HPは随時掲載しているが、実際の募集期間は2月から9月頃まで	訓子府町農業委員会 TEL:0157-47-2204 www.town.kunneppu.hokkaido.jp
33	佐呂間町	後継者対策推進事業	農業体験・実習	農協が実施する農業新規担い手確保事業の1/2 日当 3,000円×1/2= 1,500円 交通費手当 限度額 20,000円×1/2=10,000円		佐呂間町役場農務課農業振興係
34	遠軽町	遠軽町農業担い手育成総合支援事業	農業や自然に関心を持ち、40歳未満で男女を問わず(未経験可) 受入農家のもとで体験実習を行うもので、本町において1週間以上の体験実習を行う者。	体験実習生助成金として1日あたり1,000円を交付。ただし60日を限度とする。(各年度において5名以内、予算の範囲内)	5人	遠軽町役場 農政林務課農政担当 TEL:0158-42-4816
			上記の農業実習生の受入農家。	体験実習生受入農家助成金として1日あたり1,000円を交付。(各年度において5名以内、予算の範囲内)	5人	
35	滝上町	滝上町新規就農者確保対策援助事業	短期農業研修者 ・概ね40歳未満の者 ・性別不問 ・研修期間は6ヶ月以上1年未満。ただし積極的研修を希望する場合は更に1年の延長可。）	・交通費相当額（研修開始時及び研修時） ・転居経費（実費額の1/2以内かつ25,000円を上限。1回限り。）		滝上町役場農政課農政係 TEL:0158-29-2111 FAX:0158-29-3588 E-mail:nousei@town.takinoue.hokkaido.jp ホームページ: https://town.takinoue.hokkaido.jp/

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
36	興部町 雄武町	農業体験(短期)実習	概ね、18歳から35歳までの健康な方、実習期間は1週間から1ヶ月以内	(1) 宿泊はja宿泊施設(個室)(無料)を使用し、自炊していただきます。なお、施設が満室の場合は旅館等(料金は農協負担)を利用していただきます。 (2) 実習手当：日額2,000円を支給します。(自炊の場合は別途日額1,500円を支給します。) (3) 交通費：実費支給(上限は20,000円)を支給します。 (4) 作業着、長靴等は貸与します。 (5) 宿泊先から実習先までの通いの車両は貸与します。 (6) 実習期間の災害に対処するため、傷害保険に加入します。(掛け金は農協が負担します。) (7) 送迎はオホーツク紋別空港及びJR名寄駅まで送迎します。	◎募集期間：通年 ◎募集人数：定めなし	北オホーツク農業協同組合 営農部担い手対策課 tei:0158-85-7850 fax:0158-85-7860 http://www.ja-kitaokhotsk.jp/
		農業体験(長期)実習	概ね、18歳から35歳までの健康な方、実習期間は1ヶ月以上	(1) 宿泊はja宿泊施設(個室)を使用していただきます。 (2) 実習手当は6ヶ月未満は日額4,000円を支給します。7ヶ月以上1年未満は日額5,000円を支給します。 (3) 交通費は実費で支給しますが、実習期間が1ヶ月以上6ヶ月未満(上限20,000円)、7ヶ月以上12ヶ月未満(上限40,000円)、1年以上(上限50,000円)を支給します。 (4) 実習期間の災害に対処するため、傷害保険に加入します。(掛け金は農協が負担します。) (5) 休日は週1回。 (6) 送迎はオホーツク紋別空港又はJR名寄駅まで送迎します。	◎募集期間：通年 ◎募集人数：定めなし	
37	鹿追町	産業研修生受入事業	18歳以上の女性	研修滞在施設(冷蔵庫、洗濯機、テレビ、冷暖房等完備) 基本賃金：180,000円/月(うち物財費40,000円) 通勤車両貸与(燃料代含む) 作業着及び長靴等支給 労災保険及び傷害保険加入 月1～2回程度の全体研修	募集期間：通年 定員数：10名～15名程度	puremalt@town.shikaoi.lg.jp
38	新得町	農業技術向上資格取得活動事業	JA新得町の正組合員及びその家族で農業に従事する者。正組合員である法人については役員も対象。また、従業員も対象。	大型特殊自動車、けん引、フォークリフト等、営農に必要な資格取得費用の3割以内を補助	令和4年3月1日から令和5年2月28まで 人数の定め無し	J A新得町経営課 (0156-64-6499)

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
39	更別村	更別村農業担い手育成センター農業研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○体験研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・更別村において農業体験、農村体験を希望する20歳以上の者 ○実践研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・体験研修を受けた者で、満50歳に達するまでに更別村で新たに農業を営むことを希望する者 ○就農研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・就農計画の認定を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> ○体験研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・傷害保険、宿泊費はセンターが負担。 ・体験研修性へは作業着、長靴及びレンタカーを無償貸与。 ・受入農場へは体験研修生1名につき1日4千円交付。 ○実践研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・傷害保険、宿泊費はセンターが負担。 ・レンタカーの貸与、交通費助成。（実費相当額） ・実践研修生へは月額12万円助成。ただし7日以上15日未満は助成額の2分の1、7日未満の月は助成金を支給しない。 ・受入農場へは月額5万円交付。研修日数が15日未満の月は2分の1とする。 ○就農研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・就農研修生へはレンタカーを貸与。 ・受入農場へは月額3万円を交付。ただし、研修日数が15日未満の月は2分の1とする。 	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口 更別村農業担い手育成センター（事務局：更別村役場産業課内）
40	広尾町	広尾町農活チャレンジ応援事業	18歳以上	宿泊費無料（朝・夜の食事、寝具のクリーニング代は体験実習生の負担）（1日～1か月）		広尾町農政推進協議会 （広尾町農林課農政林務係） TEL:01558-2-0179 https://www.town.hiroo.lg.jp/index.html
41	池田町	池田町農業体験実習受入事業	池田町農業担い手センターの推薦を得て連続10日以上期間、農業体験実習生の受け入れを行った認定農業者	(1)北海道立農業大学校等農業系教育機関からの実習生1人につき1日3,000円とし、実習生1人当たり30日を限度とする。 (2)前号以外の実習生1人につき1日1,000円とし、当該年度内60日を限度とする。		池田町産業振興課農政係 電話：015-572-3118
42	陸別町	担い手支援事業	就農フェアで相談のあった者など	体験実習にかかる旅費全額支給		陸別町農林推進協議会 （陸別町役場産業振興課内） 0156-27-2141

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
43	厚岸町 (JA)	酪農体験実習	女性（18歳から30歳） 4カ月以上実習可能な者 普通自動車免許必要	基本給180,000円、休日（月4回）、労災保険・傷害共済加入、宿泊施設完備、自動車貸与、作業服支給、交通費補助 朝／5：00～9：00 夕／16：00～20：00（実働8時間）※各牧場または季節により変動あります 休日／基本休 月4～5回（日曜日の回数）、特別休 お正月31日～3日、お盆15日～16日		鉦路太田農業協同組合 TEL：0153-52-7151 http://www.ja-kushirooota.or.jp/
		酪農体験	酪農体験希望者 3泊4日～短期間のもの	当地区までの交通費全額相当支援		
44	標茶町	農業体験実習受入事業	農業体験実習生	①住宅の用意(単身者及び夫婦用) ②往復交通費の一部助成(4泊5日以上に限る。条件により5万円を上限とする。)	随 時	標茶町担い手育成協議会 https://shibechaninaite.com
45	弟子屈町	J A摩周湖酪農実習生受入事業	18～30歳位まで 普通自動車一種免許（AT限定可） 4か月以上の継続勤務可能な方	1. 実習手当180,000円 2. 労災保険、傷害保険加入 3. 自動車貸与 4. 燃料費の助成 5. 作業着等の貸与 6. 交通費の助成		摩周湖農業協同組合 営農課 TEL015-482-2125 www.jamasyuuko.or.jp
46	根室市	①根室市農畜産業活性化推進協議会 ②酪農体験学習等対策【JA】 ③根室営農サポート協議会	就農研修者及び新規就農者並びに将来、酪農に対して意欲のある者。	①旅費交通費については、1名につき5万円を上限。宿泊費は1名につき1泊1万円を上限。 ②旅費交通費については、片道旅費（上限3万円）を助成。宿泊費については、1/2以内（上限3万円）を助成。 ③旅費交通費については、半額助成。食費・宿泊費等は全額助成。		① 根室市水産経済部農林課 農政担当 TEL:0153-23-6111 HPアドレス： https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/suisankeizaibu/nourin/index.html ② JA道東あさひ根室支所 TEL:0153-22-2121

■体験実習支援概要（令和4年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
47	別海町	担い手プロジェクト事業	体験・実習希望者	町内での体験・実習を希望する者に旅費の助成 (4万8千円を上限とし、同一者への助成は1回のみ)		別海町産業振興部農政課 https://betsukai.jp TEL 0153-75-2111
		JA道東あさひ 旅費・宿泊費支援	JA道東あさひ管内で、 酪農関係に従事しようと する者	(1)体験学習やインターンシップ等片道旅費（上限5万円）を助成 (2)宿泊施設利用の場合1/2以内（上限3万円）助成 ※原則ホームステイとする。		JA道東あさひ 営農部営農振興課 TEL 0153-75-2202
		JA中春別 インターンシップ制度	酪農ヘルパー等、将来、 酪農従事を希望する者	実習期間中の宿泊費、飲食費（受入農家へファームステイ）		JA中春別 営農振興課 TEL 0153-76-2241
48	標津町	標津町酪農体験ツアー	道内外の大学・短大生、 専門学校生	体験ツアー期間（約1週間）中の滞在費（ファームステイ経費）及 び標津町までの交通費の一部助成	8月上旬～9月下旬	標津町農業協同組合 営農部営農生活課 電話0153-85-2121 http://www.ja-shibetsu.com/